



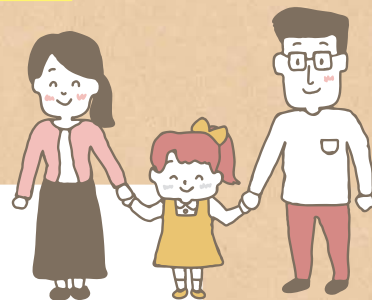
しまねがめざす

# 人権教育

実践編

人権教育は、大人が子どもを大切に  
する実践の積み重ねです

自他の人権を守ることができる子どもを、  
大人が子どもを大切に  
する実践を通して  
育成することをめざします



「大人が子どもを大切に  
する実践」とは

子どもの言動の背景にさまざまな実態が隠れていることは珍しくありません。たとえば不登校の背景ひとつとっても、発達の課題や生活困窮、性自認等々、その実態は子どもによってさまざまです。

大人が子どもを大切に  
する実践とは、こうした子どもの抱えるさまざまな実態やその背景を丁寧に捉え、子どもたちが安心して学びに向かえるように取り組むことです。

人権教育では、そうした取組を3つの視点から捉え、学校の教育活動全体として取り組むことを推進しています。



# 1 子どもたち一人一人の学びの保障

子どもたち一人一人の学びの保障とは、子どもたち誰もが安心して学びに向かえるようにすることです。そのためには、子どもたちの抱える困難の実態やその背景に目を向けようとする大人の姿勢が大切になります。



## 「困った子ども」は「困っている子ども」

子どもたちの抱える困難は、目に見えるわかりやすい形ではなく、「困った行動」という形で現れることが珍しくありません。「困った子ども」は「困っている子ども」という意識を持つことが大切です。

### 困った子ども

いいわけばかりして、宿題をなかなか出そうとしない

子どもの実態・背景によって取るべき対応は変わります。

### 困っている子ども

家族の介護があり、宿題をする余裕がない

家が狭く、宿題をする場所がない

発達の特徴があり、先の見通しを立てるのが苦手

勉強が苦手で宿題をする気にならない

「困った子ども」が「困っている子ども」であった例

## 外部機関・異校種との積極的な連携

子どもたちの抱える困難は、学校だけで解決可能であるとは限りません。問題が複雑・困難化する前に外部機関・異校種と連携することが大切です。

### 市町村福祉部局・社会福祉協議会等と連携

いいわけばかりして、宿題をなかなか出そうとしない

家族の介護があり、宿題をする余裕がない

家が狭く、宿題をする場所がない

発達の特徴があり、先の見通しを立てるのが苦手

勉強が苦手で宿題をする気にならない

特別支援学校・発達障害支援センター等と連携

在籍する学校で対応

外部機関・異校種との連携については、スクールソーシャルワーカー（SSW）や学校・福祉連携推進教員を窓口とすることも可能です。

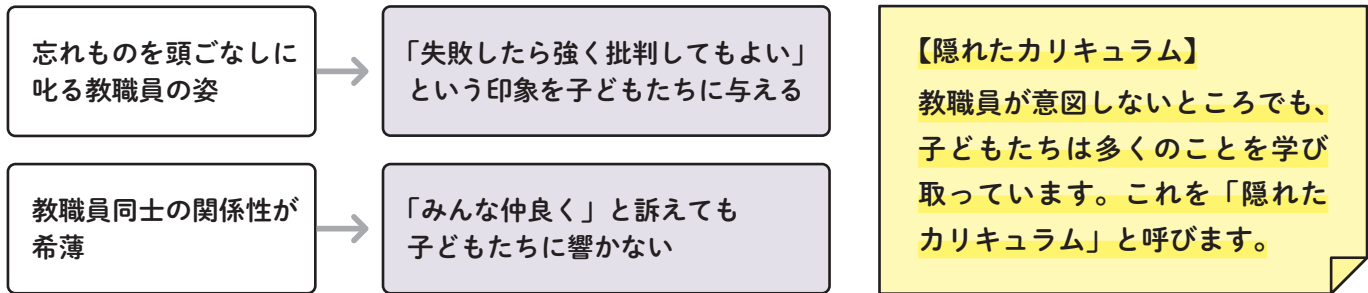
外部機関・異校種と連携する例

## 2 人権が尊重される環境づくり

人権が尊重される環境づくりとは、たとえば人権課題に関するポスターや標語の掲示などといった、学校の環境整備だけにとどまるものではありません。子どもが一人の人間として大切にされていると実感できる環境づくりをめざすことに加えて、教職員の姿も子どもたちに影響を与える教育環境であることを意識する必要があります。



### 教職員の姿が子どもたちに影響を与える例

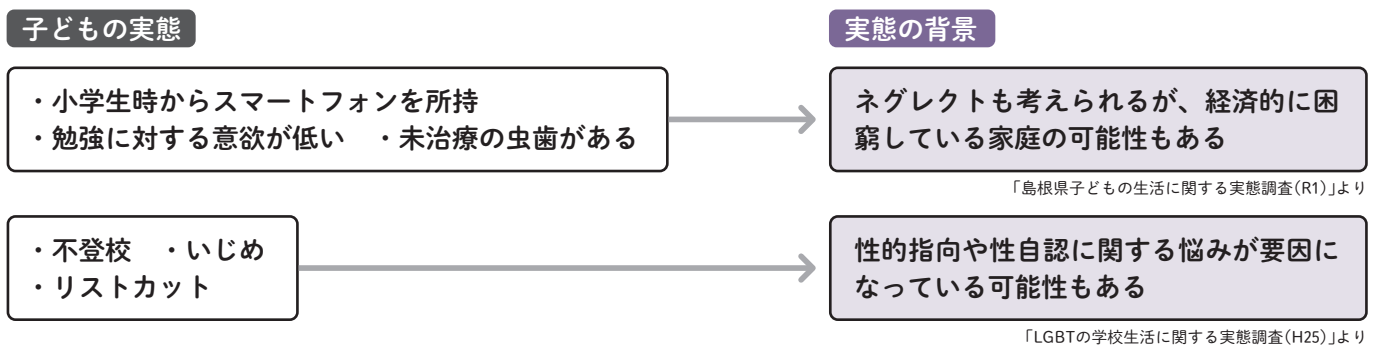


## 3 人権に関する知的理解と人権感覚<sup>※</sup>の育成

子どもたちの多様な実態とその背景に気づくためには、人権に関する知的理解と、多様なものの見方やそれを受け入れる人権感覚の両方が必要になります。教職員として知的理解と人権感覚の向上に努めることが大切です。

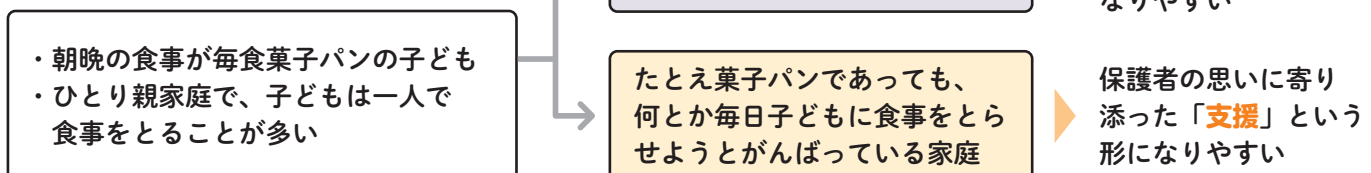
※人権感覚 人権感覚とは、好き嫌いや偏見等にとらわれず、多様なものの見方・考え方ができるとともに、自分とは異なるものの見方や考え方を寛容できる力・感性のことです。

### 子どもたちの多様な実態とその背景の例



### 多様なものの見方の例

どちらの見方が子どもの支援にとって有効でしょうか？

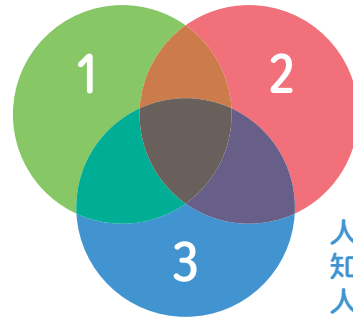


## 「3つの視点」の関連性

- ①子どもたち一人一人の学びの保障
- ②人権が尊重される環境づくり
- ③人権に関する知的理解と人権感覚の育成

3つの視点は独立しているものではなく、それぞれが相互に関連し合っています。

子どもたち  
一人一人の  
学びの保障



人権が  
尊重される  
環境づくり

人権に関する  
知的理解と  
人権感覚の育成

## 「進路保障」の理念

「進路保障」とは、すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育んでいこうとする理念です。この理念は、子どもたちの状況や言動の背景に迫り、そこにある問題の解決をめざした同和教育の取組の中で確立されました。

島根がめざす人権教育を「自他の人権を守る子どもの育成を、大人が子どもを大切にしている実践を通して行う」としているのは、この同和教育の成果である「進路保障」の理念に基づいています。

## 人権教育の取組の手法は学校の組織づくりにも活用できます

子どもの実態にさまざまな背景があるように、教職員の抱える背景もさまざまです。そうした教職員の背景をふまえ、一人一人を尊重する姿勢は、教職員個々の力を活かすことに繋がりますし、組織の力を高めることにもなります。

また、そうした教職員の互いに連携し合う姿は、「隠れたカリキュラム」となって子どもたちに良い影響を与えます。

## 人権教育推進上の情報提供・相談窓口等

教育庁人権同和教育課HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowakyoiku/>



教育庁教育指導課子ども安全支援室HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/anzen/ijime/nayami.html>



教育庁特別支援教育課HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/tokubetsushien/>



島根県教育センターHP

[https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kikan/matsue\\_ec/kyoiku\\_soudan/soudan\\_annai.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kikan/matsue_ec/kyoiku_soudan/soudan_annai.html)



## その他の代表的な支援窓口

各市町村社会福祉協議会（経済的困難等）／各市町村健康福祉部局（ひきこもり等）  
しまね国際センター（外国人等）など

島根県教育庁人権同和教育課

〒690-8502島根県松江市殿町1番地 電話 0852-22-5432 FAX 0852-22-6166

<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowakyoiku/>